

協議第 5 2 号

上水道（簡易水道）事業の取扱いについて

上水道（簡易水道）事業の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 5 月 1 1 日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲 斐 利 幸

上水道（簡易水道）事業の取扱いについて(合併協定項目番号：42)

上水道（簡易水道）事業の取扱いについては次のとおりとする。

- 1．上水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2．簡易水道組織機構の運営方式については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 3．簡易水道料金については、現行のまま新町に引き継ぎ、直営分については、合併後3年以内に調整する。
- 4．簡易水道関係手数料については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。
- 5．簡易水道工事負担金については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。
- 6．小規模簡易水道補助金については、合併後新町において検討する。
- 7．簡易水道事業整備計画については、合併後新町において検討する。

平成 1 6 年 5 月 1 1 日確認

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	建設	分科会名	水道(上水道)
事務事業番号	42-1	事務事業名	上水道

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	松本五雄
"	分科会代表	柴田文彦

調整方針	上水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等																																																																																
	<p>矢部町水道事業給水条例</p> <p>・水道料金等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>量水器口径 区分(mm)</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金 (1ヶ月)</th> <th>従量料金 (1m3につき)</th> <th>新設工事加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般用</td> <td>13</td> <td>10m3 当たり</td> <td>1,050円</td> <td>147円</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>"</td> <td>1,165円</td> <td>147円</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>"</td> <td>1,186円</td> <td>147円</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>"</td> <td>1,281円</td> <td>147円</td> <td>136,500円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>"</td> <td>1,428円</td> <td>147円</td> <td>262,500円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>"</td> <td>3,486円</td> <td>147円</td> <td>472,500円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>"</td> <td>4,305円</td> <td>147円</td> <td>1,365,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>20</td> <td>"</td> <td>1,165円</td> <td>200m3 まで 1m3 につき 94円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>"</td> <td>1,186円</td> <td>200m3 を超える 1m3 に つき 147円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時用</td> <td></td> <td></td> <td>1m3 につき</td> <td>294円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓(演習用)</td> <td></td> <td>10分(約10m3)</td> <td></td> <td>1,050円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・納付書を毎月発行し徴収</p> <p>・手数料</p> <table border="1"> <tr> <td>町長が給水装置工事の設計をするとき</td> <td>1件につき</td> <td>工事費の10%</td> </tr> <tr> <td>町長が指定給水装置工事事業者を指定するとき</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>設計審査をするとき</td> <td>1件につき</td> <td>工事費の2%</td> </tr> <tr> <td>工事費、メーター損害額、検査費、督促発行</td> <td>1回につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>給水停止者の解除</td> <td>1回につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>		量水器口径 区分(mm)	基本水量	基本料金 (1ヶ月)	従量料金 (1m3につき)	新設工事加入金	一般用	13	10m3 当たり	1,050円	147円	31,500円	20	"	1,165円	147円	42,000円	25	"	1,186円	147円	84,000円	30	"	1,281円	147円	136,500円	40	"	1,428円	147円	262,500円	50	"	3,486円	147円	472,500円	75	"	4,305円	147円	1,365,000円	営業用	20	"	1,165円	200m3 まで 1m3 につき 94円		25	"	1,186円	200m3 を超える 1m3 に つき 147円		一時用			1m3 につき	294円		消火栓(演習用)		10分(約10m3)		1,050円		町長が給水装置工事の設計をするとき	1件につき	工事費の10%	町長が指定給水装置工事事業者を指定するとき	1件につき	10,000円	設計審査をするとき	1件につき	工事費の2%	工事費、メーター損害額、検査費、督促発行	1回につき	100円	給水停止者の解除	1回につき	2,000円	なし	なし	
	量水器口径 区分(mm)	基本水量	基本料金 (1ヶ月)	従量料金 (1m3につき)	新設工事加入金																																																																															
一般用	13	10m3 当たり	1,050円	147円	31,500円																																																																															
	20	"	1,165円	147円	42,000円																																																																															
	25	"	1,186円	147円	84,000円																																																																															
	30	"	1,281円	147円	136,500円																																																																															
	40	"	1,428円	147円	262,500円																																																																															
	50	"	3,486円	147円	472,500円																																																																															
	75	"	4,305円	147円	1,365,000円																																																																															
営業用	20	"	1,165円	200m3 まで 1m3 につき 94円																																																																																
	25	"	1,186円	200m3 を超える 1m3 に つき 147円																																																																																
一時用			1m3 につき	294円																																																																																
消火栓(演習用)		10分(約10m3)		1,050円																																																																																
町長が給水装置工事の設計をするとき	1件につき	工事費の10%																																																																																		
町長が指定給水装置工事事業者を指定するとき	1件につき	10,000円																																																																																		
設計審査をするとき	1件につき	工事費の2%																																																																																		
工事費、メーター損害額、検査費、督促発行	1回につき	100円																																																																																		
給水停止者の解除	1回につき	2,000円																																																																																		

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	建設	分科会名	水道（簡易水道）
事務事業番号	4 2 - 2	事務事業名	簡易水道組織機構

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	松本五雄
〃	分科会代表	柴田文彦

調整方針	簡易水道組織機構の運営方式については、現行のまま新町に引き継ぐ。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
簡易水道機構	【管理委託】 矢部町簡易水道組合連絡協議会 ・大矢野原簡易水道組合 ・長谷簡易水道組合 ・下鶴地区簡易給水施設 ・田小野簡易水道組合 ・島木地区簡易給水施設 ・下名連石簡易水道組合 ・稲生野簡易水道組合 ・日南田地区簡易給水施設 ・白糸簡易水道組合 ・川内簡易水道組合 ・上菅地区簡易給水施設 ・津留地区簡易給水施設 ・菅困地区簡易給水施設 ・笈石簡易給水施設 ・津留本村地区簡易給水施設 ・横野地区簡易給水施設 計 1 6	【管理委託】 清和村簡易水道協議会 ・井無田簡易水道組合 ・高月簡易水道組合 ・米生簡易水道組合 ・小峰簡易水道組合 ・木原谷簡易水道組合 ・貫原簡易水道組合 計 6 【直 営】 ・中部地区簡易水道 ・尾野尻地区簡易水道 計 2	【直 営】 ・馬見原地区簡易水道 ・菅尾地区簡易水道 ・柏第二地区簡易水道 ・柏地区簡易水道 ・東竹原地区簡易水道 ・西部地区簡易水道 計 6	矢部 清和 蘇陽 管理委託 管理委託・直営 直営

上水道(簡易水道)関係 <資料>

矢部町	清和村	蘇陽町																																																																								
<p>上水道</p> <table border="1" data-bbox="212 376 712 453"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢部町上水道</td> <td>5,448 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>簡易水道 [管理委託]</p> <table border="1" data-bbox="212 571 712 1206"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大矢野原簡易水道組合</td><td>771 人</td></tr> <tr><td>長谷簡易水道組合</td><td>240 人</td></tr> <tr><td>下鶴地区簡易給水施設</td><td>49 人</td></tr> <tr><td>田小野簡易水道組合</td><td>195 人</td></tr> <tr><td>島木地区簡易給水施設</td><td>53 人</td></tr> <tr><td>下名連石簡易水道組合</td><td>489 人</td></tr> <tr><td>稻生野簡易水道組合</td><td>167 人</td></tr> <tr><td>日南田地区簡易給水施設</td><td>60 人</td></tr> <tr><td>白糸簡易水道組合</td><td>356 人</td></tr> <tr><td>川内簡易水道組合</td><td>123 人</td></tr> <tr><td>上菅地区簡易給水施設</td><td>34 人</td></tr> <tr><td>津留地区簡易給水施設</td><td>34 人</td></tr> <tr><td>菅囲地区簡易給水施設</td><td>51 人</td></tr> <tr><td>笈石簡易給水施設</td><td>59 人</td></tr> <tr><td>津留本村地区簡易給水施設</td><td>16 人</td></tr> <tr><td>横野地区簡易給水施設</td><td>58 人</td></tr> </tbody> </table>	施設名	給水人口	矢部町上水道	5,448 人	施設名	給水人口	大矢野原簡易水道組合	771 人	長谷簡易水道組合	240 人	下鶴地区簡易給水施設	49 人	田小野簡易水道組合	195 人	島木地区簡易給水施設	53 人	下名連石簡易水道組合	489 人	稻生野簡易水道組合	167 人	日南田地区簡易給水施設	60 人	白糸簡易水道組合	356 人	川内簡易水道組合	123 人	上菅地区簡易給水施設	34 人	津留地区簡易給水施設	34 人	菅囲地区簡易給水施設	51 人	笈石簡易給水施設	59 人	津留本村地区簡易給水施設	16 人	横野地区簡易給水施設	58 人	<p>簡易水道 [管理委託]</p> <table border="1" data-bbox="853 571 1352 833"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>井無田簡易水道組合</td><td>211 人</td></tr> <tr><td>高月簡易水道組合</td><td>124 人</td></tr> <tr><td>米生簡易水道組合</td><td>215 人</td></tr> <tr><td>小峰簡易水道組合</td><td>252 人</td></tr> <tr><td>木原谷簡易水道組合</td><td>83 人</td></tr> <tr><td>貫原簡易水道組合</td><td>44 人</td></tr> </tbody> </table> <p>[直 営]</p> <table border="1" data-bbox="853 906 1352 1019"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中部地区簡易水道</td><td>400 人</td></tr> <tr><td>尾野尻地区簡易水道</td><td>296 人</td></tr> </tbody> </table>	施設名	給水人口	井無田簡易水道組合	211 人	高月簡易水道組合	124 人	米生簡易水道組合	215 人	小峰簡易水道組合	252 人	木原谷簡易水道組合	83 人	貫原簡易水道組合	44 人	施設名	給水人口	中部地区簡易水道	400 人	尾野尻地区簡易水道	296 人	<p>簡易水道 [直 営]</p> <table border="1" data-bbox="1503 571 2002 833"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>馬見原地区簡易水道</td><td>988 人</td></tr> <tr><td>菅尾地区簡易水道</td><td>593 人</td></tr> <tr><td>柏第二地区簡易水道</td><td>282 人</td></tr> <tr><td>柏地区簡易水道</td><td>965 人</td></tr> <tr><td>東竹原地区簡易水道</td><td>283 人</td></tr> <tr><td>西部地区簡易水道</td><td>405 人</td></tr> </tbody> </table>	施設名	給水人口	馬見原地区簡易水道	988 人	菅尾地区簡易水道	593 人	柏第二地区簡易水道	282 人	柏地区簡易水道	965 人	東竹原地区簡易水道	283 人	西部地区簡易水道	405 人
施設名	給水人口																																																																									
矢部町上水道	5,448 人																																																																									
施設名	給水人口																																																																									
大矢野原簡易水道組合	771 人																																																																									
長谷簡易水道組合	240 人																																																																									
下鶴地区簡易給水施設	49 人																																																																									
田小野簡易水道組合	195 人																																																																									
島木地区簡易給水施設	53 人																																																																									
下名連石簡易水道組合	489 人																																																																									
稻生野簡易水道組合	167 人																																																																									
日南田地区簡易給水施設	60 人																																																																									
白糸簡易水道組合	356 人																																																																									
川内簡易水道組合	123 人																																																																									
上菅地区簡易給水施設	34 人																																																																									
津留地区簡易給水施設	34 人																																																																									
菅囲地区簡易給水施設	51 人																																																																									
笈石簡易給水施設	59 人																																																																									
津留本村地区簡易給水施設	16 人																																																																									
横野地区簡易給水施設	58 人																																																																									
施設名	給水人口																																																																									
井無田簡易水道組合	211 人																																																																									
高月簡易水道組合	124 人																																																																									
米生簡易水道組合	215 人																																																																									
小峰簡易水道組合	252 人																																																																									
木原谷簡易水道組合	83 人																																																																									
貫原簡易水道組合	44 人																																																																									
施設名	給水人口																																																																									
中部地区簡易水道	400 人																																																																									
尾野尻地区簡易水道	296 人																																																																									
施設名	給水人口																																																																									
馬見原地区簡易水道	988 人																																																																									
菅尾地区簡易水道	593 人																																																																									
柏第二地区簡易水道	282 人																																																																									
柏地区簡易水道	965 人																																																																									
東竹原地区簡易水道	283 人																																																																									
西部地区簡易水道	405 人																																																																									

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	建設	分科会名	水道(簡易水道)
事務事業番号	42-3	事務事業名	簡易水道料金

調整方針	簡易水道料金については、現行のまま新町に引き継ぎ、直営分については、合併後3年以内に調整する。
重要度	

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	相違点・課題等																																																												
水道料金	<p>【管理委託】 水道施設使用料 年2回納付書発行 各組合長又は会計が各戸徴収し、一括して役場に納入。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">一戸当たり(月額)</th> </tr> <tr> <td>白糸簡水</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>日南田簡水</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>川内簡水</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>大矢野原周辺簡水</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>田小野簡水</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>下名連石簡水</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>下鶴簡水</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>長谷簡水</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>島木簡水</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>稲生野簡水</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>上菅簡易給水</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>津留地区簡易給水</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>菅田地区簡易給水</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>笈石簡易給水</td> <td>400円</td> </tr> </table> <p>受益者分担金のある組合は、併せて納入する。</p>	一戸当たり(月額)		白糸簡水	400円	日南田簡水	300円	川内簡水	400円	大矢野原周辺簡水	300円	田小野簡水	300円	下名連石簡水	400円	下鶴簡水	300円	長谷簡水	300円	島木簡水	300円	稲生野簡水	400円	上菅簡易給水	200円	津留地区簡易給水	200円	菅田地区簡易給水	200円	笈石簡易給水	400円	<p>【管理委託】 各水道組合で徴収 年2回納付書発行、収入役室納入。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>基本料金</th> <th>使用水量料金 (1m3につき)</th> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>1戸当たり1ヶ月 210円</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>共同</td> <td>1世帯1ヶ月 52円</td> <td>免除</td> </tr> </table> <p>【直営】 納付書毎月発行し徴収</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>基本料金</th> <th>使用水量料金 (1m3につき)</th> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>1戸当たり1ヶ月 一般 1,050円 公用 315円</td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>共同</td> <td>1世帯1ヶ月 一般 1,050円</td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>メーター貸付料</td> <td>メーター1個1ヶ月につき 13mm 52円 20~25mm 105円 30~40mm 210円</td> <td></td> </tr> </table> <p>全簡易水道地区において、消火用並びに消火演習のため使用する水は無料とする。</p>		基本料金	使用水量料金 (1m3につき)	専用	1戸当たり1ヶ月 210円	免除	共同	1世帯1ヶ月 52円	免除		基本料金	使用水量料金 (1m3につき)	専用	1戸当たり1ヶ月 一般 1,050円 公用 315円	105円	共同	1世帯1ヶ月 一般 1,050円	105円	メーター貸付料	メーター1個1ヶ月につき 13mm 52円 20~25mm 105円 30~40mm 210円		<p>【直営】 納付書毎月発行し徴収</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>基本料金(1ヶ月 5m3以内)</th> <th>超過料金 (1m3につき)</th> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>1,260円</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>免除</td> <td>84円</td> </tr> </table> <p>ただし、部落公民館については、基本料金を免除し、1m3につき126円となる。</p>	種別	基本料金(1ヶ月 5m3以内)	超過料金 (1m3につき)	専用	1,260円	126円	共用	免除	84円	料金に相違がある。
一戸当たり(月額)																																																																
白糸簡水	400円																																																															
日南田簡水	300円																																																															
川内簡水	400円																																																															
大矢野原周辺簡水	300円																																																															
田小野簡水	300円																																																															
下名連石簡水	400円																																																															
下鶴簡水	300円																																																															
長谷簡水	300円																																																															
島木簡水	300円																																																															
稲生野簡水	400円																																																															
上菅簡易給水	200円																																																															
津留地区簡易給水	200円																																																															
菅田地区簡易給水	200円																																																															
笈石簡易給水	400円																																																															
	基本料金	使用水量料金 (1m3につき)																																																														
専用	1戸当たり1ヶ月 210円	免除																																																														
共同	1世帯1ヶ月 52円	免除																																																														
	基本料金	使用水量料金 (1m3につき)																																																														
専用	1戸当たり1ヶ月 一般 1,050円 公用 315円	105円																																																														
共同	1世帯1ヶ月 一般 1,050円	105円																																																														
メーター貸付料	メーター1個1ヶ月につき 13mm 52円 20~25mm 105円 30~40mm 210円																																																															
種別	基本料金(1ヶ月 5m3以内)	超過料金 (1m3につき)																																																														
専用	1,260円	126円																																																														
共用	免除	84円																																																														

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	建設	分科会名	水道（簡易水道）
事務事業番号	42-4	事務事業名	簡易水道関係手数料

調整方針	簡易水道関係手数料については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。
重要度	

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	相違点・課題等												
条例及び規則	なし	清和村簡易水道給水条例	なし													
手数料		<ul style="list-style-type: none"> 簡易水道関係手数料 <table border="1"> <tr> <td>給水装置工事</td> <td>1件</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>設計審査</td> <td>1回</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>工事検査</td> <td>1回</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>再使用（開栓）</td> <td>1回</td> <td>525円</td> </tr> </table> 減免 公益上その他特別の理由があるとき。 	給水装置工事	1件	3,150円	設計審査	1回	525円	工事検査	1回	525円	再使用（開栓）	1回	525円		
給水装置工事	1件	3,150円														
設計審査	1回	525円														
工事検査	1回	525円														
再使用（開栓）	1回	525円														

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	建設	分科会名	水道（簡易水道）
事務事業番号	42-5	事務事業名	簡易水道工事負担金

調整方針	簡易水道工事負担金については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後3年以内に調整する。
重要度	

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	相違点・課題等
条例及び規則	矢部町簡易水道及びこれに類する給水施設整備事業受益者分担金徴収条例	清和村簡易水道給水条例 簡易水道施設事業分担金徴収条例	蘇陽町簡易水道事業給水条例 簡易水道事業の分担金の賦課徴収に関する条例	
工事負担金	<p>・受益者負担金は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、事業費は用地費を含むものとし国又は県の補助金等及び地方債（以下「補助金等」という。）の対象となるときは、事業費より当該補助金等を控除した額を事業費とみなす。</p> <p>(1) 新設及び改良工事 事業費の2分の1</p> <p>(2) 第4号に掲げる工事を除く20万円以下の修理 事業費の全額</p> <p>(3) 次号に掲げる工事を除く20万円を超える修理 20万円に、事業費から20万円を差し引いた額の2分の1を加えた額</p> <p>(4) 滅菌機及び配水メーター並びに既設水源施設の保全に係る工事 事業費の2分の1</p>	<p>・当該事業に要する費用のうち国及び県から交付を受けた補助金を控除した額の100分の50</p> <p>・設計算出された給水装置の工事費の概算額を予納。工事費の概算額は竣工後清算する。（清和村簡易水道給水条例第12条）</p> <p>・新規加入については、負担金200,000円を納入する。（清和村施設事業分担金徴収条例第2条）</p> <p>・減免 物件、労力、金銭を供与した場合その時の価格に換算した額 天災地変その他村長が必要と認めるとき</p>	<p>・給水装置の新設に要する費用の負担割合については、事業費500,000円以下については申請者がその20%を負担し、事業費500,000円以上の場合、事業費から500,000円を控除した金額に、100,000円を上乗せした額を負担とする。</p> <p>・ただし、町長が特に必要と認めるものについては、水道委員会と協議のうえ町がその費用を負担することができる。</p> <p>・減免 天災その他特別の事情がある場合</p>	分担金徴収率の相違

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	建設	分科会名	水道（簡易水道）
事務事業番号	42-6	事務事業名	小規模簡易水道補助金

調整方針	小規模簡易水道補助金については、合併後新町において検討する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
条例及び規則	矢部町小規模簡易水道補助条例	家庭用飲料水改善補助金交付条例	なし	
補助対象及び補助率	<p>（補助対象）</p> <p>小規模の簡易水道に対し下記の条件を具備した施設に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸数2戸以上の集落 ・水利が極めて不便で衛生上及び火災予防上必要とすること ・本施設（取水、導水、配水）のみで工事費が1戸当たり114,000円を超えること。給水装置は除く。 <p>（補助率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、改良工事費が1戸当たり114,000円を超えた場合、予算の範囲内でその超えた額の10分の4以内。 	<p>（補助対象）</p> <p>伝染病予防上、家庭用飲料水を改善する必要があると認め、給水戸数2戸以上の下記の簡易水道工事をなした者に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源施設（さく井工事を含む） ・導水施設 ・送水施設 ・配水池 ・浄化施設（工事は必ず設置） ・配水施設（各戸配水引込線は除外） ・竣工後10年以上経過した施設の増補改良 <p>（補助率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材費及び機械損料の100分の50以内（資材費が50,000円未満は除く） ・さく井工事は上限150万円 		

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	建設	分科会名	水道（簡易水道）
事務事業番号	42-7	事務事業名	簡易水道事業整備計画

調整方針	簡易水道事業整備計画については、合併後新町において検討する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
事業整備計画	<p>大矢野原簡易水道拡張整備事業 防衛施設局周辺障害防止事業により簡易水道施設の改良を実施（補助率 100%） 平成 16 年度まで</p> <p>平成 15 年度 日南田簡易水道水源施設整備計画</p>	<p>事業内容 水道施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設・電気計装施設</p> <p>平成 14 年度 84,724 千円 平成 15 年度 177,900 千円 平成 16 年度 177,800 千円</p> <p>平成 16 年度～18 年度 木原谷地区簡易水道事業 事業費 200,000 千円</p>	<p>平成 15 年度 馬見原地区簡易水道拡張に伴う変更認可申請事務</p> <p>平成 16 年度 蘇陽町全体 6 箇所の水道施設、水源地等の見直しを含んだ振興計画作成。</p> <p>平成 16 年度～18 年度 馬見原地区簡易水道事業 事業費 690,000 千円</p>	

< 水道法抜粋 >

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつその水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

1. 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

2. その水道施設の1日最大供給量(1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

第2章 水道事業

(事業の認可及び経営主体)

第6条 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。

第4章の2 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

< 参考資料 >

水道事業は、「水道法」でいう、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」との考え方のもと、施設等を適正かつ合理的に整備し管理することにより、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図る」ことにある。

上水道事業と簡易水道事業の違いは、給水人口 5,001 人以上を対象とするのが「上水道事業」、5,000 人以下を対象とするのが「簡易水道事業」である。簡易水道事業は、国庫補助の制度があり、新設の場合は計画給水人口が公的投資によらず現住人口の 2 倍を超えないこと、区域拡張の場合は給水人口が 10 人以上増える（飲料水供給事業では 20%）こと、水量拡張の場合は計画給水量が 20%以上増えることがそれぞれ補助要件となる。

種 類

名 称	根拠法	規模の条件	説 明
水道事業	水道法 第 3 条第 2 項	給水人口 101 人以上	一般の需要に応じて水道により水を供給する事業
簡易水道事業	水道法 第 3 条第 3 項	給水人口 101 ~ 5,000 人	水道のうち小規模なもの
水道用水供給事業	水道法 第 3 条第 4 項	制限なし（給水人口を持たないので別途規程される）	水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業
専用水道	水道法 第 3 条第 6 項	給水人口 101 人以上	共同世帯や公用施設の自家用の水道や類似施設で、飲用でないものを含む
簡易専用水道	水道法 第 3 条第 7 項	貯水槽水道のうち受水槽 10m ³ 以上（20 ~ 30 人程度）	貯水槽水道のうち規模の大きいもの 自己管理責任が生じる